

ドイツ連邦共和国の司法制度

第 1	裁判所・裁判官	4
1	裁判所	4
(1)	憲法裁判権に属する裁判所	4
(2)	通常裁判権に属する裁判所	6
(3)	その他の裁判権に属する裁判所	13
2	裁判官	17
(1)	職業裁判官(Berufsrichter)	17
(2)	名誉職裁判官(Ehrenamtlicher Richter)	18
3	裁判官以外の裁判所職員	19
(1)	司法補助官(Rechtspfleger)	19
(2)	文書官(Urkundsbeamte)	20
(3)	執行官(Gerichtsvollzieher)	20
第 2	検察官・検察局	20
1	検察官(Staatsanwalt)	20
2	検察局の捜査官(Ermittlungspersonen der Staatsanwaltschaft)	21
3	司法補助官	21
4	検察局(Staatsanwaltschaft)	21
第 3	弁護士・弁護士会	22
1	弁護士(Rechtsanwalt)	22
(1)	職務	22
(2)	弁護士費用	23
ア	訴訟費用援助(Prozesskostenhilfe)	23
イ	権利保護保険(Rechtsschutzversicherung)	23

ウ	法律相談救助 (Beratungshilfe)	23
2	弁護士会	24
第 4	連邦司法省及び司法行政	24
1	連邦司法省 (Bundesjustizministerium)	24
(1)	業務内容	24
(2)	構成員	25
2	司法行政 (Justizverwaltung)	25
第 5	法曹養成制度	25
第 6	裁判手続	28
1	民事事件	28
(1)	判決手続 (Erkenntnisverfahren)	28
(2)	督促事件	30
2	労働事件	30
3	行政事件	31
4	社会保障等事件	33
5	税金事件	33
6	刑事事件	34
(1)	捜査手続 (Ermittlungsverfahren)	34
(2)	公判開始手続 (Eröffnungsverfahren)	35
(3)	主要手続 (Hauptverfahren)	35
(4)	上訴	36
(5)	参審員の選出とその職務	37
7	家事事件	37
8	少年事件	38
第 7	裁判外紛争処理 (ADR)	38
1	仲裁裁判所 (Schiedsgericht)	39

2	仲介人(Schiedsperson)及び仲介所 (Schiedsamt)	39
3	消費者保護のための調停所	39
4	近年の立法	39

第1 裁判所・裁判官

1 裁判所

ドイツの司法権は、連邦憲法裁判所、その他連邦の裁判所及び州の裁判所によって行使される¹。

裁判権は、審級制度の外に特別の地位を占める連邦憲法裁判所を別として²、基本的には通常、行政、労働、社会及び財政の5つに区分され、この区分に従って設置される州の裁判所が下級審、連邦の裁判所が最終上訴審となる³。

連邦憲法裁判所は、基本法上、立法及び行政機関と対等かつ独立の最高国家机关として設置されているが⁴、審級制度上の最上級審ではなく、基本法の遵守について裁判する全く独自の裁判所であり⁵、州憲法により設置される州の憲法裁判所⁶とも通常の審級関係にはない。

(1) 憲法裁判権に属する裁判所

ア 連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)

(7) 管轄⁷

a. 法令審査

連邦若しくは州政府又は連邦議会議員の4分の1以上の申立てがあった場合、具体的権利侵害の有無にかかわらず、連邦法又は州法の基本法適合性を審査する（抽象的法令審査⁸）。

また、連邦憲法裁判所以外の裁判所に係属中の事件に対し適用される法律の基本法適合性が疑われる場合、当該裁判所は、手続を中断し、連邦憲法裁判所の審査を求めなければならない、連邦憲法裁判所はこの

¹ ドイツ基本法 (Grundgesetz für Bundesrepublik Deutschland (GG)) 92 条。なお、ドイツには 16 の州がある (ドイツ基本法前文)。ドイツ基本法の条文・訳文は以下のサイトで入手可能。
<http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/>

² 「ドイツ法入門」(有斐閣)改訂第8版(以下「ドイツ法入門」という)P260

³ ドイツ基本法 95 条 1 項

⁴ 「ドイツ法入門」P55

⁵ 「ドイツ法入門」P56

⁶ 後記 1 (1)イ

⁷ 「ドイツ法入門」p 55～58

⁸ ドイツ基本法 93 条 1 項 2 号

審査を行う（具体的法令審査⁹）。

b. 憲法異議の申立てに対する審査

公権力により基本権を侵害された者又は自治権を侵害された共同体からの直接の憲法異議申立てにより、侵害行為の原因となった法律、規則、行政行為等の基本法適合性を審査する¹⁰。ただし、原則として、裁判上の救済手段が尽くされていることが条件である¹¹。

c. その他

連邦の最高機関相互の基本法の解釈に関する争訟、連邦と州の間の権利義務に関する争訟、その他の法的手段をとり得ない連邦と州との間、州相互間又は州内部の公法上の争訟、政党の基本法適合性の審査、連邦大統領に対する訴追事件及び連邦裁判官に対する弾劾事件の審査等¹²を行う¹³。

(4) 審理方式

連邦憲法裁判所は、カールスルーエに所在し¹⁴、2か部（Senat）より成り¹⁵、1か部はそれぞれ裁判官8人で構成される¹⁶¹⁷。各部に配点された事件の審理は原則として各部の8人の裁判官の合議制で行われるが、事案により連合部（Plenum）で審理することができる¹⁸。その前の段階で憲法異議の予備審査が3人の裁判官（Kammer）¹⁹により行われ²⁰、憲法

⁹ ドイツ基本法 100 条 1 項

¹⁰ 個人のものにつきドイツ基本法 93 条 1 項 4 号 a。共同体のものにつき同号 b

¹¹ ドイツ基本法 94 条 2 項、連邦憲法裁判所法（Gesetz über das Bundesverfassungsgericht-BVerfGG-）90 条 2 項第 1 文。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/bverfgg/index.html>

¹² 連邦の最高機関相互のものにつきドイツ基本法 93 条 1 項 1 号、連邦と州との権利義務関係につき、同項 3 号、その他の法的手段…につき、同項 4 号前段、州相互間…につき同号後段、政党関係は同法 21 条 2 項、連邦大統領の訴追は同法 61 条 2 項、連邦裁判官の弾劾関係は 98 条 2 項。

¹³ 連邦憲法裁判所法 13 条

¹⁴ 連邦憲法裁判所法 1 条 2 項

¹⁵ 連邦憲法裁判所法 2 条 1 項

¹⁶ 連邦憲法裁判所法 2 条 2 項

¹⁷ 「ドイツ法入門」p58

¹⁸ 連邦憲法裁判所法 16 条 1 項

¹⁹ 連邦憲法裁判所法 15 条 a 第 1 項

異議の 9 割以上は、この段階で理由を付さずに全員一致の決定で却下²¹される²²。

イ 州の憲法裁判所

多くの州は、州憲法によって、憲法裁判所(Verfassungsgerichtshof 又は Verfassungsgericht)又は州憲法裁判所(Staatsgerichtshof)等の名称で独立した憲法裁判所を設置している²³。州の憲法裁判所は、州憲法に関して連邦憲法裁判所と同様の機能を有する。審理には有識者から選出された名誉職裁判官が関与する場合がある²⁴。

(2) 通常裁判権に属する裁判所

通常裁判権に属する裁判所は、民事(商事、家事事件等を含む)及び刑事(少年事件を含む)事件を審理する²⁵。

ア 区裁判所 (Amtsgericht) ²⁶

(7) 主な管轄

- a. 民事事件：訴額 5, 000 ユーロ以下の金銭請求事件、家屋賃貸借関係事件、運輸、旅行、海運等関係訴訟、公示催告事件等の第一審である²⁷。

督促事件²⁸、強制執行事件²⁹、倒産事件³⁰につき専属管轄となり、強

²⁰ 連邦憲法裁判所法 93 条 b

²¹ 連邦憲法裁判所法 93 条 d 第 1 項 2 文。第 3 項 1 文。

²² 「ドイツ法入門」p56

²³ 「ドイツ法入門」P264。具体的にはノルトライン・ヴェストファーレン州憲法 (Verfassung für das Land Nordrhein-Westfalen) 75 条。条文は以下のサイトで入手可能。

https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?anw_nr=2&gl_d_nr=1&ugl_nr=100&bes_id=3321&menu=1&sg=0&aufgehoben=N&keyword=verfassung#det250879

²⁴ ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法 76 条 1 項

²⁵ 裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz-GVG-) 13 条。条文は以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/gvg/index.html>

²⁶ 「ドイツ法入門」p267

²⁷ 裁判所構成法 23 条

²⁸ 民事訴訟法 (Zivilprozessordnung-ZPO-) 689 条 2 項。条文は以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/zpo/index.html>。訳については、法務省大臣官房司法法制部編「ドイツ民事訴訟法典 (2011 年 12 月 22 日現在)」(法務資料第 462 号)。

²⁹ 民事訴訟法 764 条

³⁰ 破産法 (Insolvenzordnung -InsO-) 2 条。条文については以下のサイトで入手可能。

制執行事件を審理するときは強制執行裁判所（Vollstreckungsgericht）、倒産事件を管轄するときは倒産裁判所（Insolvenzgericht）と呼ばれ³¹、督促事件については督促裁判所（Mahngericht）が設けられている³²。

- b. 刑事事件：裁判所構成法が特別に地方裁判所又は高等裁判所の管轄と規定している犯罪を除き、言い渡す刑が4年の自由刑より重くなく、かつ、いわゆる保安処分を伴わない事件について管轄を有する³³。
- c. 家事事件：親子関係事件、婚姻関係事件、扶養事件等の家事事件（専属管轄）の第一審である³⁴。家事事件を管轄するときは、家庭裁判所（Familiengericht）と呼ばれる³⁵。
- d. 少年事件：一定の重罪事件³⁶を除く少年事件（行為時14歳以上18歳未満の少年及び一定の要件を満たす行為時18歳以上21歳未満の青年に関する事件³⁷）の第一審である。

(イ) 審理方式

- a. 民事事件は、裁判官が単独で審理する³⁸。
- b. 刑事事件は、（1）軽罪（法定刑の最下限が1年の自由刑を下回る罪³⁹）で、私人起訴の場合及び検察官が刑事単独裁判官に起訴し2年を超える自由刑が期待されない事件を、刑事裁判官（Strafrichter）が単独で審理する⁴⁰。（2）それ以外のものについては職業裁判官1人と参審員2人から構成される参審裁判所（Schöffengericht）が審理する

<http://www.gesetze-im-internet.de/inso/index.html>

³¹ 強制執行裁判所につき民事訴訟法 764 条、破産裁判所につき破産法 2 条

³² 民事訴訟法 689 条 3 項

³³ 裁判所構成法 24 条

³⁴ 裁判所構成法 23 条 a

³⁵ 裁判所構成法 23 条 b 第 1 項

³⁶ 少年裁判所法（Jugendgerichtsgesetz -JGG-）41 条等。条文については以下のサイトで入手可能。
<http://www.gesetze-im-internet.de/jgg/index.html>

³⁷ 少年裁判所法 1 条、105 条

³⁸ 裁判所構成法 22 条 1 項

³⁹ 刑法（Strafgesetzbuch -StGB-）12 条。条文については以下のサイトで入手可能。
<http://www.gesetze-im-internet.de/stgb/index.html>

⁴⁰ 裁判所構成法 25 条

41。

c. 家事事件は裁判官が単独で審理する⁴²。

d. 少年事件は、(1) 教育処分、懲戒処分等のみを言い渡すことが予想される事件については、刑事裁判官が少年係裁判官 (Jugendrichter) として単独で審理する⁴³。(2) その他の事件については、1 人の職業裁判官及び少年教育の能力・経験を有する男女各 1 人の少年参審員から構成される少年参審裁判所 (Jugendschöffenricht) が審理する⁴⁴。

イ 地方裁判所 (Landgericht)⁴⁵

(7) 管轄

a. 民事事件：区裁判所の管轄に属さない民事事件についての一般的第一審⁴⁶で、区裁判所の民事事件判決に対する控訴審⁴⁷である。

なお、特許侵害訴訟第一審 (Patentverletzungsprozess) は、専門部を有するミュンヘン等の 12 庁の地方裁判所のみで審理される。⁴⁸

b. 刑事事件：(1) 刑事大裁判部 (Große Strafkammer) が、①区裁判所又は高等裁判所の管轄に属さない重罪 (法定刑の最下限が短期 1 年以上の自由刑に当たる罪) 事件、② 4 年を超える自由刑と保安処分が期待されている事件、及び事案の重大性から、検察局が地方裁判所に起訴した事件を第一審として、(2) 刑事小裁判部 (Kleine Strafkammer) が、区裁判所における刑事裁判官又は参審裁判所の判決に対する控訴

⁴¹ 裁判所構成法 28 条

⁴² 裁判所構成法 22 条 1 項

⁴³ 少年裁判所法 39 条 1 項、33 条 2 項

⁴⁴ 裁判所の構成について少年裁判所法 33 条 a 第 1 項。少年参審員の資格について同法 35 条

⁴⁵ 「ドイツ法入門」p 266

⁴⁶ 裁判所構成法 71 条 1 項

⁴⁷ 裁判所構成法 72 条 1 項

⁴⁸ 特許法 (Patentgesetz -PatG-) 143 条 2 項。条文については以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/patg/index.html>。これに基づき例えばノルトライン・ヴェストファーレン州は、デュッセルドルフ地裁に集中させている。その結果全ドイツで 12 の地方裁判所でのみ行われている。なお、特許法の訳文は、以下のサイトで入手可能。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/germany/tokkyo.pdf。

事件を扱う⁴⁹。

少年事件については、（１）少年大裁判部（Große Jugendkammer）が、特に重大な少年事件を第一審として⁵⁰、及び区裁判所における少年参審裁判所の判決に対する控訴事件を扱い⁵¹、（２）少年小裁判部（Kleine Jugendkammer）が区裁判所における少年係裁判官の判決に対する控訴事件を扱う⁵²。なお、事件の早期確定の要請から、少年の控訴事件の判決については、控訴申立て当事者は、上告をすることができない⁵³。

（イ） 審理方式

民事事件については、事件の種別により単独事件と合議事件に分けられるが、単独事件について、事案が特別複雑困難であるとき等は、合議体で審理する旨の決定をし、合議事件について、事案が特別複雑困難でないとき等は、単独で審理する旨の決定をする⁵⁴。合議事件は、原則として３人の職業裁判官により審理される⁵⁵。商事事件については、当事者の申立てがある場合には１人の職業裁判官と２人の名誉職裁判官で構成される⁵⁶商事部⁵⁷が審理を担当することがある⁵⁸⁵⁹。

第一審の刑事事件は、原則として３人の職業裁判官及び２人の参審員で構成される大刑事部で審理されるが、一部の重罪事件を除いて裁量的に職業裁判官の数を２人とすることも認められており、実務的には後者の方が主となっている州もある。控訴審の刑事事件は、職業裁判官(裁判

⁴⁹ 裁判所構成法 74 条, 76 条

⁵⁰ 少年裁判所法 41 条 1 項, 33 条 b 第 1 項前段

⁵¹ 少年裁判所法 41 条 2 項 1 文

⁵² 少年裁判所法 41 条 2 項 1 文, 33 条 b 第 1 項後段

⁵³ 少年裁判所法 55 条 2 項

⁵⁴ 事件種別による振り分けにつき民事訴訟法 348 条 1 項, 合議決定につき同条 3 項, 単独決定につき同法 348 条 a 第 1 項

⁵⁵ 裁判所構成法 75 条

⁵⁶ 裁判所構成法 105 条

⁵⁷ 裁判所構成法 93 条

⁵⁸ 裁判所構成法 94 条以下

⁵⁹ 「ドイツ法入門」P267

長)と参審員2人で構成される小刑事部⁶⁰で審理される。

第一審の少年事件及び少年参審裁判所の判決に対する控訴申立て事件は、原則として3人の職業裁判官と男女各1人の参審員で構成される少年大裁判部(Große Jugendkammer⁶¹)で審理され⁶²(上記と同様に、裁量的に裁判官の数を2人とすることもでき、それが実務上主となっている州もある。)、区裁判所の少年裁判官の判決に対する控訴審は、1人の職業裁判官(裁判長)と参審員2人で構成される少年小裁判部(Kleine Jugendkammer⁶³)で審理される。

ウ 高等裁判所(Oberlandesgericht)⁶⁴

(7) 管轄

- a. 民事事件：主として、区裁判所の判断(区裁判所に設置される家庭裁判所の決定等)に対する抗告事件及び地方裁判所の判決に対する控訴事件を扱う⁶⁵。
- b. 刑事事件：主として、地方裁判所が控訴審として下した判決に対する上告事件を扱う⁶⁶(区裁判所が第一審としてした判決に対する跳躍上告⁶⁷及び地方裁判所一審の州法違反の事件の判決に対する上告も扱う⁶⁸)。また、平和に対する罪、反逆罪等の重大刑事事件等の第一審⁶⁹

⁶⁰ 大刑事部の構成につき裁判所構成法 76 条 1 項 1 文前段、裁判官を一人減らせることにつき同条 2 項(実務的に 2 人が主流であることにつき資料未発見)、小刑事部の構成につき同法 76 条 1 項 1 文後段

⁶¹ 少年裁判所法 33 条 b 第 1 項前段

⁶² 少年裁判所法 41 条 2 項第 1 文

⁶³ 職業裁判官を 2 人にできることにつき少年裁判所法 33 条 b 第 2 項。少年小裁判部につき同法裁判所法 33 条 b 第 1 項後段

⁶⁴ 「ドイツ法入門」p 266

⁶⁵ 裁判所構成法 119 条

⁶⁶ 裁判所構成法 121 条

⁶⁷ 刑事訴訟法 335 条 2 項。条文については以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/stpo/index.html>。また、訳文については、法務省大臣官房司法法制部編「ドイツ刑事訴訟法典」(法務資料 460 号)

⁶⁸ 裁判所構成法 121 条 1 項 1 号 c

⁶⁹ 裁判所構成法 120 条

であり、これらは少年の刑事事件についても同様である⁷⁰。刑事事件について高等裁判所が控訴審になることはない。⁷¹

(イ) 審理方式

- a. 民事事件：原則として3人の職業裁判官により審理する⁷²。ただし、事案が特別複雑困難でないとき等は、決定により、合議体の構成員に、単独裁判官として裁判することを委託することができ⁷³る。
- b. 刑事事件：第一審裁判所として重大刑事事件を審理する場合には5人の職業裁判官により審理する。地方裁判所の第一審判決に対する上告審（州法違反の場合のもののみ）、区裁判所単独裁判官の刑事判決に対する跳躍上告審及び地方裁判所小刑事部の控訴審判決に対する上告審については3人の職業裁判官が審理する⁷⁴。

エ 連邦通常裁判所(Bundesgerichtshof)⁷⁵

(ア) 管轄

カールスルーエに所在する⁷⁶各州の高等裁判所及び地方裁判所の判決等に対する最終上訴審（法律審）である⁷⁷。

民事事件については、控訴審判決に対する上告（Revision）⁷⁸、一審判決に対する飛越上告（Sprungrevision）⁷⁹、決定に対する法律抗告（Rechtsbeschwerde）⁸⁰等を扱う⁸¹。上告は、控訴審（高等裁判所）が判決において上告を許可した場合又は控訴審（高等裁判所）が上告を許可

⁷⁰ 少年裁判所法 102 条

⁷¹ 「ドイツ法入門」 P266

⁷² 裁判所構成法 122 条 1 項

⁷³ 民事訴訟法 526 条 1 項

⁷⁴ 刑事第一審の場合の構成について裁判所構成法 122 条 2 項、上告審の場合の構成について同条 2 項。

⁷⁵ 「ドイツ法入門」 p 265～266

⁷⁶ 裁判所構成法 123 条

⁷⁷ 「ドイツ法入門」 P265

⁷⁸ 民事訴訟法 542 条以下

⁷⁹ 民事訴訟法 566 条

⁸⁰ 民事訴訟法 574 条

⁸¹ 裁判所構成法 133 条

しなかったことに対する異議申立てに対して上告裁判所（連邦通常裁判所）が許可した場合に限られる⁸²。

刑事事件については、高等裁判所が第一審としてした判決、地方裁判所が第一審としてした判決に対する上告につき、高等裁判所が管轄しない限りにおいて、管轄権を有する⁸³。

連邦裁判官等の任命の無効・撤回、懲戒、転任等の審理⁸⁴は、連邦通常裁判所の特別部で行われる⁸⁵が、この特別部は服務裁判所 (Dienstgericht) と呼ばれる⁸⁶。

(イ) 審理方式

5人の裁判官で構成される各部 (Senat) で審理することが通常である⁸⁷が、長官及び各民事部1名の裁判官から成る民事拡大部 (der Große Senat für Zivilsachen) 又は長官及び各刑事部2名の裁判官から成る刑事拡大部 (der Große Senat für Strafsachen) 、さらには長官と民事及び刑事拡大部の全員から成る連合拡大部 (die Vereinigten Großen Senate) ⁸⁸で審理することがある⁸⁹。

服務裁判所では、3人の連邦通常裁判所裁判官及び2人の非常任裁判官で審理する⁹⁰。

オ 連邦特許裁判所 (Bundespatentgericht)⁹¹

連邦特許裁判所（在ミュンヘン⁹²）は、連邦の裁判所である⁹³が、連邦通

⁸² 民事訴訟法 543 条 1 項

⁸³ 裁判所構成法 135 条 1 項, 2 項

⁸⁴ ドイツ裁判官法 (Deutsches Richtergesetz -DRiG-) 62 条 1 項。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/drig/>

⁸⁵ 連邦通常裁判所の事務分配 P33。以下のサイトで入手可能。

http://www.bundesgerichtshof.de/SharedDocs/Downloads/DE/DerBGH/GeschaeftsvertPDF/2015/geschaeftsverteilung2015.pdf?__blob=publicationFile

⁸⁶ ドイツ裁判官法 61 条 1 項

⁸⁷ 裁判所構成法 139 条 1 項

⁸⁸ 裁判所構成法 132 条 5 項

⁸⁹ 裁判所構成法 132 条 2 項

⁹⁰ ドイツ裁判官法 61 条 2 項

⁹¹ 「ドイツ法入門」 p 260

常裁判所の下にある下級裁判所である⁹⁴。第一審として、特許官庁の決定に対する審判請求事件、特許出願物の無効宣言等に関する紛争等の特許関係事件（特許侵害訴訟を除く）を取り扱う⁹⁵。連邦特許裁判所の決定に対しては法律問題に関する審判請求⁹⁶を、連邦特許裁判所の判決に対しては控訴を⁹⁷、いずれも連邦通常裁判所にすることができる。

一般的には法律裁判官と技術裁判官の合議制で審理に当たるが、合議体の人数は、事件の種類により異なる⁹⁸。

(3) その他の裁判権に属する裁判所

各裁判権に属する裁判所は、それぞれ上告審たる連邦裁判所を頂点とした独立の審級体系を有しており、名誉職裁判官が職業裁判官と共に審理に当たることが多い。

ア 労働裁判権(Arbeitsgerichtsbarkeit)⁹⁹

労働組合と雇用者側との間に締結された労働契約に関する民事上の紛争、個々の労使関係から生じた民事上の紛争、労働者間の紛争等の労働関係事件を取り扱う¹⁰⁰。

労働事件については、労働裁判所、州労働裁判所¹⁰¹及び連邦労働裁判所（在エアフルト¹⁰²）による三審制が採用されている。

労働裁判所及び州労働裁判所では1人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官（労使の代表各1人）により構成される部（労働裁判所の場合は

⁹² 特許法 65 条 1 項, 26 条 1 項

⁹³ ドイツ基本法 96 条 1 項

⁹⁴ 「ドイツ法入門」 p 260

⁹⁵ 特許法 65 条 1 項

⁹⁶ 特許法 100 条 1 項

⁹⁷ 特許法 110 条 1 項

⁹⁸ 特許法 67 条

⁹⁹ 「ドイツ法入門」 p 263

¹⁰⁰ 労働裁判所法 (Arbeitsgerichtsgesetz -ArbGG-) 2 条, 2 条 a 及び 3 条。条文については以下のサイトで入手可能。 <http://www.gesetze-im-internet.de/arbagg/index.html>

¹⁰¹ 労働裁判所法 1 条

¹⁰² 労働裁判所法 40 条 1 項

kammer, 州労働裁判所の場合は Senat)¹⁰³, 連邦労働裁判所では 3 人の職業裁判官及び 2 人の名誉職裁判官 (労使の代表各 1 人) により構成される部 (Senat)¹⁰⁴で, それぞれ審理する。ただし, 連邦労働裁判所では, 法律問題について他の合議体と判断が抵触するような場合等¹⁰⁵は, 法律問題についてのみ¹⁰⁶, 各部 1 名の職業裁判官 (合計 10 名)¹⁰⁷及び 6 人の名誉職裁判官 (労使の代表各 3 人) から構成される¹⁰⁸拡大部 (Großer Senat)¹⁰⁹で審理することがある。

イ 行政裁判権 (Verwaltungsgerichtsbarkeit)¹¹⁰

他の裁判所の管轄の定めがある場合及び憲法上の争訟の場合を除く一切の公法上の争訟¹¹¹, すなわち, 地方自治法, 選挙法, 警察法, 公務員法, 交通法, 教育法, 建築法等の公法関係の紛争事件を一般的に取り扱う。

行政事件については, 行政裁判所, 高等行政裁判所及び連邦行政裁判所 (在ライプツィヒ¹¹²) による三審制が採用されている¹¹³が, 規範審査及び原子力, 焼却施設, 鉄道等の施設の建設及び変更等一定の紛争については, 高等行政裁判所が第一審として管轄を有し¹¹⁴, 憲法上の争訟を除く連邦と州の間及び州相互間の公法上の紛争等については, 連邦行政裁判所が第一審かつ最終審として管轄を有する¹¹⁵。

行政裁判所では, 事案が特別複雑困難でないとき等は通常 1 人の職業裁

¹⁰³ 労働裁判所につき労働裁判所法 16 条 2 項。州労働裁判所につき同法 35 条 2 項。

¹⁰⁴ 労働裁判所法 41 条 2 項

¹⁰⁵ 労働裁判所法 45 条 2 項

¹⁰⁶ 労働裁判所法 45 条 7 項

¹⁰⁷ 連邦労働裁判所の事務分配規定 P23

http://www.bundesarbeitsgericht.de/download/gvpl_2015.pdf

¹⁰⁸ 労働裁判所法 45 条 5 項

¹⁰⁹ 労働裁判所法 45 条 1 項

¹¹⁰ 「ドイツ法入門」 p 260~261

¹¹¹ 行政裁判所法 (Verwaltungsgerichtsordnung-VwGO-) 40 条 1 項。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/vwgo/index.html>

¹¹² 行政裁判所法 2 条

¹¹³ 行政裁判所法 46 条, 49 条

¹¹⁴ 行政裁判所法 48 条 1 項

¹¹⁵ 行政裁判所法 50 条 1 項

判官により審理する¹¹⁶が、そうでないときは、3人の職業裁判官と2人の名誉職裁判官で構成される部（Kammer）により審理する（ただし、公務員の職員代表機関（Personalvertretung）に関する事件を除く）¹¹⁷。高等行政裁判所では、原則として3人の職業裁判官で構成される部（Senat）で審理するが¹¹⁸、州法で5人の裁判官（うち2人は名誉職裁判官でもよい）により審理する旨定めることが認められており、後者が通例である¹¹⁹。第一審として審理する場合も同様である¹²⁰。連邦行政裁判所では、通常5人の職業裁判官で構成される部（Senat）¹²¹で審理する。ただし、ある部が他の部の判断と異なる判断をしようとする場合等は、法律問題についてのみ¹²²、各部1名の職業裁判官（合計10名）¹²³から構成される拡大部（Großer Senat）¹²⁴で審理する。

ウ 社会裁判権(Sozialgerichtsbarkeit)¹²⁵

医療保険、年金保険、介護保険、労災保険などの社会保険、生活保護などの公的扶助、障害者福祉などの社会福祉及び損害補償等に関する公法上の紛争事件を取り扱う¹²⁶。

社会保障等事件については、社会裁判所、州社会裁判所及び連邦社会裁判所（在カッセル¹²⁷）による三審制が採用されている¹²⁸が、社会保障法（Sozialgesetzbuch）規定の州の仲裁官の決定等に対する訴え等については、

¹¹⁶ 行政裁判所法 6 条 1 項

¹¹⁷ 行政裁判所法 5 条 2 項, 3 項

¹¹⁸ 行政裁判所法 9 条 2 項, 同条 3 項第 1 文

¹¹⁹ 「ドイツ法入門」 P 261

¹²⁰ 行政裁判所法 9 条 3 項第 2 文

¹²¹ 行政裁判所法 10 条 2 項, 3 項

¹²² 条件に付き行政裁判所法 11 条 2 項, 法律問題についてのみであることにつき同法 11 条 7 項

¹²³ 連邦行政裁判所の事務分配 P 14

http://www.bverwg.de/medien/pdf/gvp_bverwg.pdf

¹²⁴ 構成につき行政裁判所法 11 条 5 項, 名称につき同条 1 項

¹²⁵ 「ドイツ法入門」 p 262~263

¹²⁶ 社会裁判所法 (Sozialgerichtsgesetz -SGG-) 51 条。条文については以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/sgg/index.html>

¹²⁷ 社会裁判所法 38 条 1 項

¹²⁸ 社会裁判所法 2 条

州社会裁判所が第一審として管轄を有し¹²⁹、憲法上の争訟を除く社会保障等に関する連邦と州との間及び州相互間の紛争については、連邦社会裁判所が第一審かつ最終審として管轄を有する¹³⁰。

社会裁判所では、1人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により構成される部（Kammer）¹³¹、州社会裁判所及び連邦社会裁判所では、それぞれ3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判官により構成される部（Senat）で審理する¹³²。ただし、連邦社会裁判所では、法律解釈について他の合議体等と判断が抵触するような場合等¹³³は、法律解釈についてのみ¹³⁴、各部1人の職業裁判官（合計14名）¹³⁵及び6ないし8人の名誉職裁判官から成る拡大部（Großer Senat）で審理することがある¹³⁶。名誉職裁判官は、事件の種類に応じて、保険加入者、使用者等から選出される¹³⁷。

エ 財政裁判権(Finanzgerichtsbarkeit)¹³⁸

租税（関税を含む）に関する公法上の紛争事件を一般的に取り扱う¹³⁹。財政事件については、財政裁判所及び連邦財政裁判所（在ミュンヘン¹⁴⁰）による二審制が採用されている¹⁴¹。

財政裁判所では、原則として、3人の職業裁判官及び2人の名誉職裁判

¹²⁹ 社会裁判所法 29 条 2 項

¹³⁰ 社会裁判所法 39 条 2 項

¹³¹ 社会裁判所法 12 条 1 項

¹³² 州社会裁判所につき社会裁判所法 33 条 1 項、連邦社会裁判所につき社会裁判所法 40 条 1 項が同法 33 条 1 項を準用している。

¹³³ 社会裁判所法 41 条 2 項

¹³⁴ 社会裁判所法 41 条 7 項

¹³⁵ 連邦社会裁判所の事務分配 p 25（同分配表上部記載の頁数）。以下のサイトで入手可能。

http://www.bsg.bund.de/SharedDocs/Publikation/Geschaefverteilungsplaene/Geschaefverteilungsplan_2015_01.pdf?_blob=publicationFile

¹³⁶ 社会裁判所法 41 条 1 項、5 項

¹³⁷ 社会裁判所法 12 条 2 項ないし 5 項等

¹³⁸ 「ドイツ法入門」 p 261～262

¹³⁹ 財政裁判所法（Finanzgerichtsordnung -FGO-）33 条 1 項。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/fgo/index.html>

¹⁴⁰ 財政裁判所法 2 条

¹⁴¹ 財政裁判所法 36 条

官により審理する¹⁴²が、事案が特別複雑困難でないとき等は、決定により、裁判体の構成員に、単独裁判官として審理することを委託できる¹⁴³。連邦財政裁判所では、通常5人の職業裁判官により審理する¹⁴⁴。

2 裁判官

司法権は職業裁判官及び名誉職裁判官により行使される¹⁴⁵。裁判官は州又は連邦に属するが¹⁴⁶、一般の公務員とは異なる特別な官職とされている。裁判官は独立した地位にある¹⁴⁷。

(1) 職業裁判官(Berufsrichter)¹⁴⁸

職業裁判官に任命されるためには、二つの試験¹⁴⁹（法学第一回試験及び第二回国家試験、後述の第5「法曹養成制度」の項を参照。）に合格しなければならない¹⁵⁰。第二回国家試験の合格者は、当初、試用裁判官(Richter auf Probe)として任命され¹⁵¹、その後、遅くとも5年内には終身裁判官に任命される¹⁵²。

現在、州法の改正により、裁判官の定年が67歳とされている州もある。

（ただし、従来まで定年65歳とされていたことから、当分の間、裁判官の生年に応じて段階的に65歳から67歳までの間の年齢で定年となるように定められている。）¹⁵³。連邦憲法裁判所の裁判官は、1任期12年で退官し

¹⁴² 財政裁判所法 5 条 3 項

¹⁴³ 財政裁判所法 6 条 1 項

¹⁴⁴ 財政裁判所法 10 条 3 項

¹⁴⁵ ドイツ裁判官法 (Deutsches Richtergesetz-DRiG-) 1 条。条文は以下のサイトで入手可能。
<http://www.gesetze-im-internet.de/drig/index.html>

¹⁴⁶ ドイツ裁判官法 3 条

¹⁴⁷ ドイツ基本法 97 条、ドイツ裁判官法 25 条

¹⁴⁸ 「ドイツ法入門」p 254～256

¹⁴⁹ 「ドイツ法入門」p 254

¹⁵⁰ ドイツ裁判官法 5 条 1 項

¹⁵¹ ドイツ裁判官法 12 条 1 項

¹⁵² ドイツ裁判官法 12 条 2 項

¹⁵³ 例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州の「裁判官法」(Landesrichtergesetz - LRiG) 3 条。条文については以下のサイトで入手可能。

https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?anw_nr=2&gl_d_nr=3&ugl_nr=312&bes_id=3449&menu=1&sg=0&aufgehoben=N&keyword=LRiG#det0

(ただしその任期中に68歳に達したときはその月の末日に退官), 再任はない¹⁵⁴。

連邦の各最上級裁判所の裁判官の任命については, 担当大臣が, 全16州の各担当省及び連邦議会から選出されたこれと同数の委員から成る裁判官選考委員会と共同で決定する¹⁵⁵。州の裁判官の任命については, 州司法大臣が裁判官選出委員会と共同して決定することを規定することができる¹⁵⁶。

(2) 名誉職裁判官(Ehrenamtlicher Richter)¹⁵⁷

ドイツでは, 多くの裁判所において, 職業裁判官とともに一般市民(裁判所によっては, 専門家・有識者層から選任される)が名誉職裁判官として裁判に携わっている。名誉職裁判官は, 法廷での審理や判決のための評議において職業裁判官と同様の権利や義務を有している¹⁵⁸。

名誉職裁判官の選定条件・方法等に関しては, 各裁判所手続法により定められているが, 基本的に, 各地域等で作成された候補者名簿を基に, 各裁判所内に設けられた選定委員会が名誉職裁判官となるべき人を選定する¹⁵⁹。全裁判所に共通の名誉職裁判官障害事由としては, 人道及び法治国家主義に反する行為を行ったこと, 旧東ドイツ時代に国家公安局(Staatssicherheitsdienst)で働いていたことである¹⁶⁰。

刑事裁判において審理に関与する名誉職裁判官は, 参審員(Schöffe)と呼ばれる¹⁶¹。

¹⁵⁴ 連邦憲法裁判所法 4 条 1 項, 2 項, 3 項

¹⁵⁵ ドイツ基本法 95 条 2 項

¹⁵⁶ ドイツ基本法 98 条 4 項。例えば, ヘッセン州「裁判官法」(Hessisches Richtergesetz -HriG-) 3 条及び 8 条。条文は以下のサイトで入手可能。

http://www.rv.hessenrecht.hessen.de/jportal/portal/t/yk1/page/bshesprod.psml?pid=Dokumentanzeige&showdoccase=1&js_peid=Trefferliste&documentnumber=1&numberofresults=131&fromdocdoc=yes&doc.id=jlr-RiGHErahmen%3Ajuris-lr00&doc.part=X&doc.price=0.0&doc.hl=1#jlr-RiGHEpP8

¹⁵⁷ 「ドイツ法入門」 p 255

¹⁵⁸ 例えば裁判所構成法 30 条

¹⁵⁹ 後記第 6 の 6(5)

¹⁶⁰ ドイツ裁判官法 44 条 a 第 1 項

¹⁶¹ ドイツ裁判官法 45 条 a

3 裁判官以外の裁判所職員

裁判所には、裁判官のほかに、司法補助官、文書官、執行官、警備員等の裁判所職員が勤務している¹⁶²。

(1) 司法補助官(Rechtspfleger)¹⁶³

司法補助官は、司法補助官法¹⁶⁴によって規定された職務を独立して行う上級公務員である（なお、上級公務員は高級公務員の次のランクに位置付けられる）。司法補助官制度は、裁判官の負担を軽減することを目的として設けられたもので¹⁶⁵、その権限は次第に拡大され、現在では、かなり広範な権限の下に、裁判官のように独立して決定を下すことができ、準裁判機関と称される¹⁶⁶。

司法補助官に任命されるためには、司法補助官専門大学への入学を許可された後、最低3年間の研修（司法補助官専門大学による2年間の専門教育及び裁判所や検察庁における1年間の実地研修）を終えた後、試験に合格する必要がある¹⁶⁷。

その職務範囲は、主として非訟事件の分野で、後見裁判所や遺産裁判所において主要な役割を担う¹⁶⁸。また、区裁判所における登記に関する決定¹⁶⁹、不動産競売¹⁷⁰、破産手続及び和議手続に関する決定¹⁷¹等並びに督促決定¹⁷²な

¹⁶² ノルトライン・ヴェストファーレン州の司法省のウェブサイトの以下のページでは、どんな職員が働いているか職種別に説明されている。

http://www.justiz.nrw.de/Gerichte_Behoerden/Stellen/berufsbilder/index.php

¹⁶³ 「ドイツ法入門」p255

¹⁶⁴ 司法補助官法 (Rechtspflegergesetz -RPflG-)。条文については以下のサイトで入手可能。

http://www.gesetze-im-internet.de/rpflg_1969/index.html

¹⁶⁵ 「ドイツ法入門」P255

¹⁶⁶ (EUR白書)P11。連邦司法省の以下のサイト（司法補助官法を担当している課のページ）

http://www.bmju.de/DE/Ministerium/Abteilungen/Rechtspflege/GerichtsverfassungRechtspflegerecht/_node.html

¹⁶⁷ 司法補助官法2条

¹⁶⁸ 司法補助官法3条2項c

¹⁶⁹ 司法補助官法3条1項h

¹⁷⁰ 司法補助官法3条1項i, k, l

¹⁷¹ 司法補助官法3条2項e, g

¹⁷² 司法補助官法3条3項a

どを行うほか、費用確定処分¹⁷³がその主要職務となっている。そして、司法補助官は、裁判所の受付窓口や相談所においても勤務している¹⁷⁴。

(2) 文書官(Urkundsbeamte)

文書官は、各裁判所及び検察局の事務課に配属され、記録の管理、法廷での調書作成等を職務としており、その多くは中級公務員であり、その他は司法又は行政専門職員である¹⁷⁵。

(3) 執行官(Gerichtsvollzieher)

執行官は、動産に対する強制執行、送達、拒絶証書の作成等を任務とする中級公務員である（不動産執行には関与しない）¹⁷⁶。州から給与を受けるほか、手数料収入を得ることができる¹⁷⁷。

任命は、研修を受けた公務員の中から試験によって行われる¹⁷⁸。

第2 検察官・検察局

1 検察官(Staatsanwalt)¹⁷⁹

検察官は裁判官に任命され得る資格を有している¹⁸⁰が、公務員であり、職務上の命令・指示に従わなければならない¹⁸¹。

連邦検察官は、連邦司法大臣の推薦に基づき、連邦参議院の同意の下、連邦大統領により任命される¹⁸²。州検察官は、州の職業裁判官と同様に任命される。

なお、州によっては裁判官との人事交流が非常に盛んなところもある。

検察官は、刑事事件の訴追、公判の維持、捜査等に当たり、公判手続におい

¹⁷³ 司法補助官法 3 条 3 項 b

¹⁷⁴ 司法補助官法 3 条 3 項 e, f

¹⁷⁵ 裁判所構成法 153 条

¹⁷⁶ 裁判所構成法 154 条

¹⁷⁷ 執行官の費用に関する法律 (Gesetz über Kosten der Gerichtsvollzieher-GvKostG-) 13 条及び 14 条。条文については以下のサイトで入手可能。

<http://www.gesetze-im-internet.de/gvkostg/index.html>

¹⁷⁸ 例えば、ブランデンブルク州司法省ホームページ

<http://www.mdj.brandenburg.de/cms/detail.php/lbm1.c.271935.de>

¹⁷⁹ 「ドイツ法入門」 p 259

¹⁸⁰ ドイツ裁判官法 122 条 1 項

¹⁸¹ 裁判所構成法 146 条

¹⁸² 裁判所構成法 149 条

ては公益を代表して刑罰の請求を行う。

また、検察官は、捜査に当たって、被疑者にとって不利に働く事情だけでなく有利に働く事情も捜査し、かつ滅失するおそれのある証拠の取調べに努めなければならない¹⁸³。

2 検察局の捜査官(Ermittlungspersonen der Staatsanwaltschaft¹⁸⁴)

強制捜査は、原則として裁判官の命令により行われるが、捜査遅滞の危険が存在する場合に、例外的に検察局又は検察局の捜査官の指示で行うことが可能である¹⁸⁵。どの職務に当たる者が検察局の捜査官たり得るかは州政府、そして、州司法省に委ねられており、規則によって定められ、多くの場合警察官がその役目を果たすが、税務調査官、林務官などもこの役割を果たすことがある¹⁸⁶。

3 司法補助官

裁判所同様、検察庁にも司法補助官が配置されており、罰金刑等の刑の執行手続を担当している¹⁸⁷。

4 検察局(Staatsanwaltschaft)

検察局は、通常裁判権に属する各裁判所に設置される行政官庁である¹⁸⁸。刑事法や秩序違反の分野では裁判官とともに、司法権の行使に携わることから、司法機関の一部門という立場で、適正な判決を見いだすという任務を遂行することによって裁判所に協力しているが、裁判所からは完全に独立している¹⁸⁹。

連邦検察官は連邦検事総長(Generalbundesanwalt)を含めて連邦司法大臣の

¹⁸³ 刑事訴訟法 160 条 2 項

¹⁸⁴ 裁判所構成法 152 条

¹⁸⁵ 下記第 6 の 6 参照

¹⁸⁶ 裁判所構成法 152 条 2 項。例えば、ザクセン州の検察局の捜査官に関する規則 (VO Ermittlungspersonen Staatsanwaltschaft – VOErmpStA) 1 条 1 項。条文については以下のサイトで入手可能。

<http://www.bundesrecht24.de/cgi-bin/lexsoft/bundesrecht24.cgi?t=139756996184372778&sessionID=738664932505984179&templateID=tree&goback=doc&uxz=2123901368&a1=0708&c1=1&c2=05&c3=12&c4=1202>

¹⁸⁷ 司法補助官法 31 条 2 項。例えば、ブランデンブルク州司法省ウェブサイトの司法補助官のページ <http://www.mdj.brandenburg.de/cms/detail.php/lbm1.c.271927.de>

¹⁸⁸ 裁判所構成法 141 条

¹⁸⁹ 裁判所構成法 150 条、151 条

¹⁹⁰、州検察官は各州司法省の¹⁹¹、それぞれ監督下に置かれる。

第3 弁護士・弁護士会

1 弁護士(Rechtsanwalt)

(1) 職務¹⁹²

弁護士は、裁判官同様、原則として、第二回国家試験に合格していなければならない¹⁹³。あらゆる法分野において独立して助言や代理を職業として行う¹⁹⁴。

地方裁判所以上の裁判所の民事事件では、当事者は、弁護士を代理人として代理させなければならない¹⁹⁵（区裁判所でも一定の例外を除く家事事件では同様に弁護士強制が採用されている¹⁹⁶。これに対し、労働裁判所（第一審）、行政裁判所（第一審）、社会裁判所（第一審）、州社会裁判所（第二審）及び財政裁判所（第一審・ただし高裁レベル）では、弁護士又は代理人強制制度は採られていない¹⁹⁷。なお、連邦通常裁判所においては同裁判所に代理人として登録された弁護士のみが出廷し、審理を遂行できる¹⁹⁸。従前は、地方裁判所及び高等裁判所においても登録弁護士制度が採用されていたが、2007年の法改正により、地方裁判所及び高等裁判所における同制度は廃止された¹⁹⁹。

刑事事件においては、地方裁判所又は高等裁判所を第一審とする刑事事件及び第一審が区裁判所である場合にも1年以上の自由刑が科される罪につい

¹⁹⁰ 裁判所構成法 147 条 1 号

¹⁹¹ 連邦検察官につき裁判所構成法 147 条 1 号、州検察官につき同条 2 号

¹⁹² 「ドイツ法入門」 p 256～259

¹⁹³ 連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung-BRAO-）4 条。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/brao/index.html>

¹⁹⁴ 連邦弁護士法 3 条 1 項

¹⁹⁵ 民事訴訟法 78 条 1 項

¹⁹⁶ 家事事件及び非訟事件に関する法律（Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit -FamFG-）114 条 1 項。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/famfg/index.html>

¹⁹⁷ 後記各裁判所の手続に関する記載を参照

¹⁹⁸ 民事訴訟法 78 条 1 項、家事事件及び非訟事件に関する法律 114 条 2 項

¹⁹⁹ 改正前民事訴訟法 78 条 1 項。

ては、弁護士又は大学の法学教授を弁護人とするのが義務づけられている²⁰⁰。

(2) 弁護士費用²⁰¹

ア 訴訟費用援助(Prozesskostenhilfe)

十分な資力を有しない者も訴訟手続を利用できるようにするための制度である。日本と異なり、ドイツでは弁護士費用が訴訟費用に含められているので、訴訟費用援助の対象となる。

敗訴当事者は弁護士に弁護士費用全額を支払わなければならないこととされており、訴訟費用援助を受けた場合、資力に応じて分割払いが認められることも特徴的である（免除される場合もある）²⁰²。

イ 権利保護保険(Rechtsschutzversicherung)²⁰³

訴訟費用の填補を目的とした保険で、広く普及している。

ウ 法律相談救助(Beratungshilfe)

法律相談者が、個人的かつ経済的な事情によって必要な手段をとることができない等の事情があるときは、権利擁護のために、ほとんどの法律領域について、裁判外及び民事訴訟法施行法 15 条 a に基づく義務的な和解手続において法律相談や必要な範囲での代理を受けることができる²⁰⁴。法律相談救助は、区裁判所の司法補助官又は弁護士等によって行われる²⁰⁵。ただし、区裁判所の司法補助官による法律相談救助は、直ちに回答できる相

²⁰⁰ 「ドイツ法入門」 P258。刑事訴訟法 138 条 1 項、140 条 1 項 1 号、同項 2 号、刑法 12 条 1 項。

²⁰¹ 「ドイツ法入門」 p 273～276

²⁰² 民事訴訟法 115 条 1 項 2 項

²⁰³ 「ドイツ法入門」 P274, 275

²⁰⁴ 法律相談救助法 (Gesetz über Rechtsberatung und Vertretung für Bürger mit geringem Einkommen (BerHG)) 1 条 1 項、2 条、連邦弁護士法 49 条 a 第 1 項。法律相談救助法の条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/berathig/index.html>
なお、法律相談救助の適用範囲を定めた法律相談救助法 2 条 2 項には租税事件が記載されていないが、2008 年 10 月 14 日の連邦憲法裁判所の決定以降、租税事件についても法律相談救助が可能となった。

²⁰⁵ 法律相談救助法 3 条 1 項、2 項、司法補助官法 24 条 a 第 1 項

談等に限られる²⁰⁶。司法補助官は、解決できないような相談（当該相談自体は無料）の場合には、認可証を発行し、法律相談者は、これにより、弁護士に10ユーロを支払えば相談をすることができる²⁰⁷。

なお、法律相談者は、司法補助官を通すことなく、直接弁護士のところに行き、弁護士による資力審査を経て法律相談救助を受けることもでき、この際も費用は10ユーロである²⁰⁸。

2 弁護士会

弁護士は、単位弁護士会に登録しなければならない²⁰⁹。強制加入の弁護士会の全国組織である連邦弁護士会(Bundesrechtsanwaltskammer, 単位会は原則高裁単位である28の単位会と連邦通常裁判所に登録された弁護士による単位会²¹⁰及び任意団体である弁護士会の全国組織であるドイツ弁護士連盟(Deutscher Anwalt Verein, 単位会は区裁単位)²¹¹がある。

第4 連邦司法省及び司法行政

1 連邦司法省 (Bundesjustizministerium) ²¹²

(1) 業務内容

連邦政府内において、民刑法等の基本的法律、裁判所構成法、訴訟法等の法律を所管するとともに、連邦通常裁判所及び連邦検察庁を管轄しており、連邦レベルでの司法行政事務も取り扱っている²¹³。

なお、通常裁判所（高裁、地裁及び区裁）はそれぞれの州に属しており、これらの裁判所における司法行政事務（予算、人事等）は各州の司法省が取

²⁰⁶ 法律相談救助法 3 条 2 項

²⁰⁷ 法律相談救助法 6 条 1 項、弁護士報酬法 (Gesetz über die Vergütung der Rechtsanwältinnen und Rechtsanwälte (Rechtsanwaltsvergütungsgesetz-RVG) 44 条。条文については以下のサイトで入手可能。<http://www.gesetze-im-internet.de/rvg/index.html>

²⁰⁸ 法律相談救助法 7 条、弁護士報酬法 44 条

²⁰⁹ 「ドイツ法入門」 p 257

²¹⁰ <http://www.brak.de/die-brak/regionale-kammern/>

²¹¹ <http://www.anwaltverein.de/>

²¹² この項目全般について在ドイツ日本大使館作成「ドイツ連邦司法省及びドイツにおける司法行政について」

²¹³ 連邦司法省のウェブサイト（連邦司法省の業務に関するページ）。

http://www.bmju.de/DE/Recht/Row1/Aufgaben/_doc/Aufgaben_doc.html?nn=1470264

り扱っている²¹⁴。

(2) 構成員

事務次官や各局の局長クラスは政治任用ポストであるものの、法律の専門家が登用されるのが通例である。なお、大臣が交代した場合には事務次官も交代することが通常であるが、局長クラスについては引き続き任命されることも多い。

課長級スタッフの大部分は裁判官・検察官の出身者であり、いったん州の裁判所又は検察庁で採用されて実務経験を積んだ後、出向により連邦司法省に勤務し（通常は3年程度の任期付き）、その後も希望して連邦司法省に残った者である²¹⁵。

2 司法行政（Justizverwaltung）²¹⁶

ドイツには5つの裁判権の系列があり、このうち通常裁判所系列、行政裁判所系列及び財政裁判所系列については、連邦司法省が連邦レベルの裁判所予算関連業務及び人事といった司法行政事務を取り扱うこととされている。また、訴訟関連の規則制定も、連邦司法省が行うこととされている。

第5 法曹養成制度²¹⁷

司法試験制度、法曹養成制度に関しては、連邦法が定めている²¹⁸ほか、詳細

²¹⁴ ドイツ基本法 30 条、例えば「ノルトライン・ヴェストファーレン州における司法に関する法律」（Gesetz über die Justiz im Land Nordrhein-Westfalen (Justizgesetz Nordrhein-Westfalen – JustG NRW) が裁判所や検察庁の組織などを定めている。条文は以下のサイトで入手可能。なお、この法律によると州レベルでは全裁判権につき州司法省が管轄している。
https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?sg=0&menu=1&anw_nr=2&gl_nr=3&ugl_nr=300&val=13584&ver=0&aufgehoben=N&keyword=die Justiz im Land Nordrhein-Westfalen&bes_id=13584&typ=Kopf

²¹⁵ 連邦司法省のウェブサイト。
http://www.bmju.de/DE/Ministerium/AufbauOrganisation/_node.html

²¹⁶ 以下の記載は「ドイツ連邦司法省及びドイツにおける司法行政について」（注 212）のとおりであるが、以下の連邦司法省の業務に関するページには通常裁判所に加えて、行政裁判所及び財政裁判所についても予算関連業務や人事といった司法行政事務を行っている旨記載されている。なお、各州の裁判所については、5つの裁判権いずれについても州司法省が管轄しているはずである（「ノルトライン・ヴェストファーレン州における司法に関する法律」1条（注 215））。
http://www.bmju.de/DE/Ministerium/Abteilungen/Justizverwaltung/_node.html

²¹⁷ 「ドイツ法入門」p 277

²¹⁸ ドイツ裁判官法 2 章

は各州法に定められており、司法試験及び法曹養成は各州により行われている²¹⁹。専門的な法律職の資格を得ようとすれば、有資格法曹(Volljurist)となる必要がある(有資格法曹家の中には、裁判官・検察官・弁護士のほかにも公証人(Notar)として活動している人もいる)。

完全法律家となる資格要件は、概ね、次のとおりである²²⁰。

- ① 大学法学部において、ほぼ4年以上の課程を修了後、法学第一回試験(Erste Juristische Prüfung)に合格すること

法学第一回試験(日本の司法試験に相当する)は、従前州が実施していたが、2003年の法曹養成改革により、大学が実施する重点領域科目試験(Schwerpunktbereichsprüfung)(30/100の配点割合)及び州が実施する必修科目試験(staatliche Pflichtfachprüfung)(70/100の配点割合)から構成されることになり、双方の試験に合格する必要がある(新試験)。なお、旧法における試験も存続している(旧試験)²²¹。

2013年における合格者は、ドイツ全体で8,148人(新試験合格者8,146人、旧試験合格者2人。女性は4,838人)、合格率は、新試験について、大学における重点領域科目試験合格率が95.5%、必修科目試験合格率が70.3%、旧試験合格率が20.0%であり²²²、2012年における合格者は、ドイツ全体で7,646人(新試験合格者7,636人、旧試験合格者10人。女性は4,408人)、合格率は、新試験について、大学における重点領域科目試験合格率が94.7%、必修科目試験合格率が71.3%、旧試験合格率が62.5%であった。

²¹⁹ 例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州「司法試験及び司法修習に関する法律」(Juristenausbildungsgesetz -JAG NRW-)。条文については以下のサイトで入手可能。

https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_text_anzeigen?v_id=2320031009101636983#ank

²²⁰ 「ドイツの法曹養成制度」藤田尚子著 P8 及び 9 (日本弁護士会連合 HP より)

<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/5-4.pdf> (以下「ドイツ法曹養成制度」という)。ドイツ裁判官法 5 条

²²¹ 「ドイツ法曹養成制度」(注 222) P15

²²² ドイツ連邦司法省 HP「法曹養成(Juristenausbildungs)」

http://www.bmjuv.de/DE/Service/StatistikenFachinformationenPublikationen/Statistiken/Juristenausbildung/_node.html

② 2年間の司法修習

((Rechts-)Referendariat,(Juristischer-)Vorbereitungsdienst)を終えること

司法修習生((Rechts-)Referendar)として、2年間の修習を行う²²³。修習は、民事裁判所、検察局又は刑事裁判所、行政官庁及び弁護士事務所での義務研修のほか、立法機関や民間企業、労働組合、在外公館等での選択研修によって行われる²²⁴。

修習の詳細は、各連邦州の州法によって定められる²²⁵。多くの州では、修習は、公法上の職業教育関係 (öffentlich-rechtliches Ausbildungsverhältnis) として行われると定められ²²⁶、修習期間中、修習生は、毎月の生計補助 (Unterhaltsbeihilfe) を初めとする給付 (州によって異なるが、例えばノルトライン・ヴェストファーレン州では、毎月税込1104.17ユーロ²²⁷) を受けることができる²²⁸ (ただし、テューリンゲン州では、撤回可能な公務員関係 (Beamtenverhältnis auf Widerruf) の下で、修習生に任命されると定められている²²⁹)。なお、事前に届け出れば、一定限度で司法修

²²³ ドイツ裁判官法 5 条 b 第 1 項

²²⁴ ドイツ裁判官法 5 条 b 第 2 項、ノルトライン・ヴェストファーレン州「司法試験及び司法修習に関する法律」35 条及び 36 条。

²²⁵ ドイツ裁判官法 5 条 b 第 6 項、州法は例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州「司法試験及び司法修習に関する法律」

²²⁶ ノルトライン・ヴェストファーレン州「司法試験及び司法修習に関する法律」30 条 1 項

²²⁷ ケルン高等裁判所の以下のサイト (司法修習生の生計補助費関係の頁)

http://www.olg-koeln.nrw.de/aufgaben/referendarabteilung/005_jur_vorbereitung_von-a-z/zw_ref-abt_u/unterhaltsbeihilfe/index.php

²²⁸ ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、「司法試験及び司法修習に関する法律」32 条 3 項及び「司法修習生の生活補助費の供与に関する規則」(Verordnung über die Gewährung von Unterhaltsbeihilfen an Rechtsreferendare) で定められている。後者の条文については、以下のサイトで入手可能。

https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_vbl_detail_text?anw_nr=6&vd_id=14630&ver=8&val=14630&sg=0&menu=1&vd_back=N

²²⁹ テューリンゲン州の「司法修習法」(Thüringer Juristenausbildungsgesetz - ThürJAG -) 7 条 1 項。条文は以下のサイトで入手可能。

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0CCcQFjAA&url=https%3A%2F%2Fwww.thueringen.de%2Fimperia%2Fmd%2Fcontent%2Ftext%2Fjustiz%2Fjpa%2Fth__jag.pdf&ei=E8tCU7nXEYfOyg07qoKQDQ&usg=AFQjCNHaV8phYCEDpb1ExMkb3RxFKoz1EW

習期間中も副業が認められている²³⁰²³¹。

③ 第二回国家試験(Zweite juristische Staatsprüfung)に合格すること

司法修習期間の終期に第二回国家試験が実施される。第二回国家試験の成績は、その後の進路に強く影響し、裁判官、検察官として、又は大規模な弁護士事務所で勤務するためには、上位に入る必要がある²³²。

2013年の合格者は、ドイツ全体で7,491人(女性は4,050人)、合格率は85.8%であり、2012年の合格者は、ドイツ全体で7,711人(女性は4,163人)、合格率は85.7%であった²³³。

第6 裁判手続

1 民事事件²³⁴

(1) 判決手続(Erkenntnisverfahren)

当事者主義がとられ、原告が訴状を裁判所に提出することにより開始され²³⁵、裁判所が訴状を被告に送達する²³⁶。裁判所は、当事者が提出した訴訟資料だけを裁判の基礎にすることができ²³⁷、両当事者が裁判上の和解を結ぶこともできる²³⁸。

地方裁判所、高等裁判所及び連邦通常裁判所における民事訴訟手続では、当事者は弁護士を代理人として選任しなければならない²³⁹。

²³⁰ ケルン高等裁判所の以下のサイト(修習生の副業に関するページ)

http://www.olg-koeln.nrw.de/002_aufgaben/referendarabteilung/005_jur_vorbereitung_von-a-z/zw_ref-abt_n/nebentaetigkeit/index.php

²³¹ 「州公務員法」(Landesbeamtengesetz - LBG NRW) 49条。条文については、以下で入手可能。
https://recht.nrw.de/lmi/owa/br_bes_text?anw_nr=2&gl_nr=2&gl_nr=2030&bes_id=12684&aufgehoben=N&menu=1#det269430

²³² 「ドイツ法入門」P287

²³³ ドイツ連邦司法省HP「法曹養成(Juristenausbildungs)」

http://www.bmjbv.de/DE/Service/StatistikenFachinformationenPublikationen/Statistiken/Juristenausbildung/_node.html

²³⁴ 「ドイツ法入門」p270~273

²³⁵ 民事訴訟法 261条1項

²³⁶ 民事訴訟法 253条1項

²³⁷ 弁論主義(Beibringungsgrundsatz, Verhandlungsgrundsatz 又は Verhandlungsgrundmaxime)を前提とした条文として、民事訴訟法 128条, 138条, 139条, 296a条

²³⁸ 民事訴訟法 278条

²³⁹ 民事訴訟法 78条

ア 主要期日(Haupttermin)

当事者は、包括的に準備された1回の期日（主要期日）に、判決を下す裁判所の面前で口頭弁論を行い、その後、判決が下されるのが原則であるが²⁴⁰、この主要期日に向けた準備手続としては、次の二つの方法があり、裁判長が選択できる²⁴¹。ただし、実務においては、法律上規定されていない手続方式（混合方式と呼ばれる手続方式）による処理がされていることもある。混合方式の例としては、形式上は、早期第1回期日方式による期日指定を行うものの、原則として、第1回期日において証人尋問を実施して弁論を終結するというものがある²⁴²。

なお、主要期日及び早期第1回期日に先行して和解弁論を設けなければならない。当事者が和解弁論に出頭せず、又は和解弁論が効を奏しなかったときは、直ちに口頭弁論（早期第1回期日又は主要期日）を続行すべきものとされている²⁴³。

(7) 早期第1回期日方式(Früher erster Termin)²⁴⁴

できるだけ早い時期に第1回期日を指定し、この期日において争点整理を行った上、引き続いて指定する主要期日に集中証拠調べを実施して事件を処理する方式である。

(1) 書面先行手続方式 (Schriftliches Vorverfahren) ²⁴⁵

期日指定をしないまま当事者間の書面交換により争点整理を行い、その結果を踏まえて、1回の主要期日により事件を処理する方式である。

イ 上訴

区裁判所や地方裁判所の判決に対しては、不服申立ての価額が600ユーロを超える場合又は第一審裁判所が許可した場合に限り、控訴が許され

²⁴⁰ 民事訴訟法 272 条 1 項

²⁴¹ 民事訴訟法 272 条 2 項

²⁴² 司法研修所編「ドイツにおける簡素化法施行後の民事訴訟の運営」（法曹会）P38, 39

²⁴³ 民事訴訟法 278 条 2 項, 279 条 1 項

²⁴⁴ 民事訴訟法 275 条

²⁴⁵ 民事訴訟法 276 条

る²⁴⁶。控訴審の判決については、控訴審が特に上告を許可した場合に限られるが、上告不許可に対しては異議を申し立てることが可能であり、これに対する判断も連邦通常裁判所が行う²⁴⁷。

控訴審では、申立ての限度で新たに審理を行う²⁴⁸。必要であれば新たな証拠調べ（証人尋問や書証提示等）も行われる²⁴⁹。

これに対し、上告審は、控訴審においてなされた判断を法的観点からのみ判断する法律審であり、原審の判断が法令違背や手続違背に当たるかどうかを調査する²⁵⁰。

(2) 督促事件

当事者間に争いがないと期待される金銭債権に関する事件について²⁵¹、口頭弁論を経ずに債務名義を与える手続である。区裁判所が管轄するが、現在では、16州全てにおいて、支払督促裁判所の集中化がなされており、原則として、ひとつの州にひとつの支払督促裁判所が設置されている（複数州で合同の支払督促裁判所が設置されているところもある）²⁵²。

さらに、全ての業務が機械化されている²⁵³。異議が出され、かつ、当事者の一方が訴訟手続の追行を申し立てたときは、通常の民事訴訟事件に移行する²⁵⁴。

2 労働事件

労働裁判所の手続は、労働裁判所法の定めに従い行われる。

第一審における手続は、主に使用者と労働者との間の契約に関する紛争につ

²⁴⁶ 「ドイツ上訴法改革の現状と課題」 勅使河原和彦著、民事訴訟法（ZPO）第 511 条

²⁴⁷ 民事訴訟法 543 条、544 条

²⁴⁸ 民事訴訟法 528 条

²⁴⁹ 民事訴訟法 525 条が一審の規定を準用している。

²⁵⁰ 民事訴訟法 545 条

²⁵¹ Baumbach/Lauterbach/Albers/Hartmann ZPO 69. Auflage 2011 P1808

²⁵² <http://www.mahngerichte.de/mahngerichte/index.htm>

²⁵³ 全ての業務が機械化されている根拠資料は見つからず。むしろ、ほんの一部だけが、機械化されていないのではないと思われる資料として、

http://www.amtsgericht-uelzen.niedersachsen.de/portal/live.php?navigation_id=16166&article_id=64371&psmand=85

²⁵⁴ 民事訴訟法 696 条 1 項

いては、判決手続（Urteilsverfahren）により、従業員の代表者からなる経営協議会（Betriebsrat）と会社との間の紛争など会社内部の紛争については、決定手続（Beschlussverfahren）により行われる²⁵⁵。

判決手続は、まず、職業裁判官 1 人が主催する和解期日（Güteverhandlung）が開かれ、和解が成立しなかった事件について、職業裁判官 1 人及び名誉裁判官 2 人からなる合議体によって行われる弁論期日を経て判決に至る²⁵⁶。

なお、第一審の労働裁判所における手続に限り、代理人強制は働かず、本人訴訟も可能とされている²⁵⁷。そして、上訴審も含めて、弁護士以外の者であっても代理人となることができる者がいる²⁵⁸。訴え提起に際し、原告は訴え提起手数料の前払の必要はない²⁵⁹。

また、労働裁判所における支払督促手続が存在するのも特徴と言える²⁶⁰。

3 行政事件²⁶¹

行政裁判所における手続は、行政裁判所法の定めに従い行われる（ただし、公務員の職員代表機関（Personalvertretung）に関する事件は州法によって労働裁判所法の定めに従うとされていることが多い²⁶²。）。

原告は、取消訴訟、義務付け訴訟²⁶³、確認訴訟²⁶⁴、給付訴訟、法規範の有効

²⁵⁵ 労働裁判所法 2 条、2 条 a

²⁵⁶ 労働裁判所法 54 条 1 項、4 項及び 5 項、16 条 2 項

²⁵⁷ 労働裁判所法 11 条 1 項、4 項

²⁵⁸ 労働裁判所法 11 条 2 項、4 項

²⁵⁹ 訴訟費用法（Gerichtskostengesetz -GKG-）11 条。条文については以下のサイトで入手可能。
http://www.gesetze-im-internet.de/gkg_2004/

²⁶⁰ 労働裁判所法 46 条 a

²⁶¹ 「ドイツ法入門」p 77, 78, 司法制度改革推進本部行政訴訟検討会（第 7 回）資料 3 「行政訴訟に関する外国法制調査結果—ドイツ」山本隆司

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisosyou/dai7/7siryou3.pdf> , 同資料 7 「行政訴訟関係法令—ドイツ」翻訳山本隆司

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisosyou/dai7/7siryou7.pdf>

²⁶² 例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州職員代表機関法（Personalvertretungsgesetz für das Land Nordrhein Westfalen-LPVG-）79 条 2 項。条文については以下のサイトで入手可能。
https://recht.nrw.de/lmi/owa/pl_text_anzeigen?v_typ=g&v_datum=19741203&v_ugld=2035&v_ordz=1

²⁶³ 行政裁判所法 42 条 1 項

²⁶⁴ 行政裁判所法 43 条、113 条 1 項

性についての判断を求める規範統制訴訟²⁶⁵等を提起することができるが、行政行為の取消訴訟及び義務付け訴訟は、原則として、予め行政行為の合法性及び合目的性について、行政機関による事前判断を受けた後でなければ訴えを提起することはできない²⁶⁶。

行政処分に対する異議申立て及び取消訴訟の提起により、原則として行政処分の停止的効力が生じるが²⁶⁷、広く例外が認められている²⁶⁸。停止的効力が生じない場合の仮の救済手段として、停止的効力の申立てが定められている²⁶⁹。

また、取消訴訟以外の場面では、仮命令の申立てによって、現状維持のための保全命令や現状を変えるための規律命令を求めることができる²⁷⁰。

訴訟手続については、処分権主義が採用されているが、一方で、職権探知主義が採用されており、裁判所は、職権により事実関係を調査する²⁷¹。

第一審における手続は、裁判所は、当事者が口頭弁論を開かずに判断することに同意した場合²⁷²及び事案が特別複雑困難でない等の理由により決定

(Gerichtsbescheiden) で判断を下す場合²⁷³等を除き、原則として単独裁判官又は合議体（職業裁判官 3 人及び名誉裁判官 2 人）によって行われる弁論期日を経て判決をする²⁷⁴（事案により弁論期日の前に討論期日（Erörterungstermin）が開かれることがある²⁷⁵。）。）。

なお、第一審の行政裁判所の手続に限り、本人訴訟が可能であり、また当事者は弁護士以外の者であっても代理人とすることができる場合がある²⁷⁶。

²⁶⁵ 行政裁判所法 47 条

²⁶⁶ 行政裁判所法 68 条

²⁶⁷ 行政裁判所法 80 条 1 項

²⁶⁸ 行政裁判所法 80 条 2 項

²⁶⁹ 行政裁判所法 80 条 5 項

²⁷⁰ 行政裁判所法 123 条 1 項, 5 項, 47 条 6 項。

²⁷¹ 行政裁判所法 86 条 1 項

²⁷² 行政裁判所法 101 条 2 項

²⁷³ 行政裁判所法 84 条 1 項

²⁷⁴ 行政裁判所法 5 条 3 項, 6 条 1 項, 101 条 1 項, 107 条

²⁷⁵ 行政裁判所法 87 条 1 項。Kopp/Schenke VwGO Kommentar 17. Auflage P1067

²⁷⁶ 行政裁判所法 67 条 1 項, 2 項, 4 項

4 社会保障等事件

社会裁判所における手続は、社会裁判所法の定めに従い行われるが、行政裁判所法の定める手続に類似している。

第一審における手続は、裁判所は、当事者が口頭弁論を開かずに判断することと同意した場合²⁷⁷及び事案が特別困難でない等の理由により決定

(Gerichtsbescheiden) で判断を下す場合²⁷⁸等を除き、合議体（職業裁判官 1 人及び名誉裁判官 2 人）によって行われる弁論期日を経て判決をする²⁷⁹。

また、第一審及び第二審において、代理人強制が働かず、本人訴訟も可能とされている。そして、最上級審も含めて、弁護士以外の者であっても代理人となることができる者がいる²⁸⁰。

なお、被保険者、障害者、公的扶助受給者等一定の者が原告となる場合には、それらの原告は、全審級通じて、原則として、訴訟費用を負担しない²⁸¹。

5 税金事件

財政裁判所における手続は、財政裁判所法の定めに従い行われるが、行政裁判所法の定める手続に類似している。

第一審における手続は、裁判所は、当事者が口頭弁論を開かずに判断することと同意した場合及び事案が特別困難でない等の理由により決定

(Gerichtsbescheiden) で判断を下す場合等を除き、合議体（職業裁判官 3 人及び名誉裁判官 2 人）によって行われる弁論期日を経て判決をする²⁸²。

また、第一審の財政裁判所の手続に限り、代理人強制が働かず、本人訴訟も可能とされている。そして、最上級審も含めて（第一審と最上級審では要件が異なる）、弁護士以外の者であっても代理人となることができる者がいる²⁸³。

²⁷⁷ 社会裁判所法 124 条 2 項

²⁷⁸ 社会裁判所法 105 条 1 項

²⁷⁹ 社会裁判所法 12 条 1 項、124 条 1 項、125 条

²⁸⁰ 社会裁判所法 73 条 1 項、2 項、4 項

²⁸¹ 「ドイツ法入門」P262

²⁸² 財政裁判所法 5 条 3 項、6 条 1 項、90 条、90 条 a 第 1 項

²⁸³ 財政裁判所法 62 条 1 項、2 項、4 項

なお、税金事件に関しては、行政処分の取消訴訟の提起によっても、原則として行政処分の停止的効力は生じない²⁸⁴。

6 刑事事件²⁸⁵

犯罪捜査手続、公判開始手続及び主要手続から成る。

(1) 捜査手続(Ermittlungsverfahren)

起訴前手続（Vorverfahren）ともいう。捜査手続は、検察官が公訴を提起すべきか否かを決定するために、事実関係を究明するために行われるものである²⁸⁶が、その際、有罪に働く資料と同様に無罪に働く資料をも収集しなければならない²⁸⁷。そして、検察官は、事実関係の究明のために、あらゆる種類の捜査を行い、又は警察署若しくは警察官に行わせることができる²⁸⁸。強制捜査には原則として裁判官の命令が必要であるが、搜索や差押え等については、緊急を要する場合のみ検察局又は検察局の捜査官の命令によりこれらを行うことができる²⁸⁹。検察官等が、以後公訴の提起の検討のみが残されている程度に捜査を終了したときは、捜査手続の終結を記録に記載する²⁹⁰。

捜査手続は、手続の打切り又は訴えの提起を内容とする検察官等の裁決によって終結する。捜査の結果、訴訟法上の理由（時効など）、実体法上の理由（犯罪不成立）及び事実上の理由（有罪証明できない）から有罪判決を得る可能性のないことが判明した場合には、手続が打切られる²⁹¹。事実につき十分な証拠がある場合には、日本とは異なり、検察官等は公訴を提起しなければならないが（起訴法定主義²⁹²）、その犯罪が軽微であり又は重要でない余罪である場合等については、起訴することなく、手続を打切ることができる

²⁸⁴ 財政裁判所法 69 条 1 項

²⁸⁵ 「ドイツ法入門」 p 268～270

²⁸⁶ 刑事訴訟法 160 条 1 項

²⁸⁷ 刑事訴訟法 160 条 1 項、2 項

²⁸⁸ 刑事訴訟法 161 条

²⁸⁹ 刑事訴訟法 98 条、105 条

²⁹⁰ 刑事訴訟法 169 条 a

²⁹¹ 刑事訴訟法 170 条 2 項 1 文

²⁹² 刑事訴訟法 152 条 2 項

る（起訴便宜的打切り）²⁹³。訴えの提起は、管轄裁判所への起訴状の提出により行われる²⁹⁴。

(2) 公判開始手続(Eröffnungsverfahren)

中間手続(Zwischenverfahren)とも呼ばれる。

検察官等から裁判所に対して、訴え提起により、起訴状および一件記録が提示される²⁹⁵と、公判手続の管轄を有する裁判所が²⁹⁶、参審員の関与なしに、被告人が起訴事実の罪を犯したことにについて十分な嫌疑があるかについて審査し、それが肯定されるときには公判に付することを決定する²⁹⁷。

(3) 主要手続(Hauptverfahren)

公判(Hauptverhandlung)の準備及び公判そのものが行われる。

公判は公開の法廷で行われる（公開主義²⁹⁸）。

公判では、裁判所は、職権により、検察官及び被告人の主張に拘束されず、実体的真実を探究し、そのため、職権で審理を進める（職権主義。裁判官の真実探究義務²⁹⁹）。

我が国とは異なり、公訴提起と同時に一件記録が裁判所に送付され³⁰⁰、裁判官はその記録を精査し、公判で取り調べるべき証人を召喚した上で公判に臨む³⁰¹が、判決に用いることのできる証拠は、公判で直接取り調べた証拠に限定される³⁰²。また、証人尋問に代えて捜査手続中の供述調書を取り調べることは、非常に制限されている（直接主義・口頭主義³⁰³）。一定の重罪事件

²⁹³ 刑事訴訟法 153 条以下

²⁹⁴ 刑事訴訟法 170 条 1 項

²⁹⁵ 刑事訴訟法 170 条、199 条

²⁹⁶ 刑事訴訟法 199 条 1 項

²⁹⁷ 刑事訴訟法 207 条 1 項

²⁹⁸ 裁判所構成法 169 条 1 項

²⁹⁹ 刑事訴訟法 244 条 2 項

³⁰⁰ 刑事訴訟法 199 条 2 項

³⁰¹ 刑事訴訟法 214 条

³⁰² 刑事訴訟法 261 条

³⁰³ 刑事訴訟法 250 条

等では弁護人の選任が必要的となり³⁰⁴，弁護人が選任されていなければ国選弁護人が付けられる³⁰⁵。

公判手続は，①事件の呼上げ，②被告人の人定質問，③検察官による起訴状朗読，④黙秘権等の告知，⑤事件についての被告人質問³⁰⁶，⑥証拠調べ（直接主義・口頭主義³⁰⁷のため証人尋問が中心）³⁰⁸，⑦最終弁論³⁰⁹，⑧評議・評決及び⑨判決の言渡し³¹⁰の順序で行われる。この他，実務では，⑤及び⑥の適当な時期に，身上経歴についての被告人質問が行われている。

なお，我が国と異なり，起訴後における起訴便宜主義的な理由による公判手続の打ち切り³¹¹や，判決内容に関する合意の手続³¹²がある。

(4) 上訴

区裁判所の判決に対しては，事実誤認や量刑不当等を理由として地方裁判所に控訴（Berufung）することができる³¹³。控訴審はいわゆる覆審であり，必要な証拠は再度すべて取り調べられる。この控訴審の判決に不服がある場合には，高等裁判所に対して法令違反を理由として³¹⁴上告（Revision）することができる。これに対して，地方裁判所及び高等裁判所が第一審として言い渡した判決に対しては，事実誤認等を理由とする控訴は認められず，法令違背を理由とする上告のみが認められており，その限りでは刑事裁判は二審制であるといえる³¹⁵。この場合，上告審としての連邦通常裁判所（地方裁判所大合議部が一審の州法違反の事件のみ高等裁判所が上告審を扱う）は，第一審で認定された事実拘束され，法令違背の有無のみを判断する。

³⁰⁴ 刑事訴訟法 140 条

³⁰⁵ 刑事訴訟法 141 条

³⁰⁶ 刑事訴訟法 243 条 1 項ないし 4 項

³⁰⁷ 刑事訴訟法 250 条

³⁰⁸ 刑事訴訟法 244 条 1 項

³⁰⁹ 刑事訴訟法 258 条

³¹⁰ 刑事訴訟法 260 条

³¹¹ 刑事訴訟法 153 条 a 2 項

³¹² 刑事訴訟法 257 条 c

³¹³ 刑事訴訟法 312 条

³¹⁴ 刑事訴訟法 337 条 1 項

³¹⁵ 刑事訴訟法 333 条

(5) 参審員の選出とその職務

参審員は、25歳以上70歳未満のドイツ国民の中から選ばれ³¹⁶、その任期は5年³¹⁷である。その選任方法については、まず、各地方・区裁判所所長が、必要な参審員の数を定める³¹⁸。そして、区裁判所において、人口比例の原則に基づいて管内の各市町村に参審員候補者名簿の作成を依頼し、市町村は、公募や政党等各種団体の推薦等の方法によって参審員候補者を募り、市町村議会の同意³¹⁹を得た上で候補者名簿を作成³²⁰して区裁判所に送付し³²¹、区裁判所において、住民から選出された委員（参審員選任委員会）などの関与のもと、各市町村から送付された候補者名簿の中から参審員が選出される³²²。

参審員は、公判における手続のみに関与する。そして、法律上の例外を除き、職業裁判官同様の権限を有し、起訴事実の有無、法令の適用、有罪の場合の量刑、更には証拠決定等公判の過程で裁判体として言い渡すべき裁判にも、職業裁判官と同等の評決権を有して関与するが、他方で、起訴状や一件記録の閲覧は制限されている。

7 家事事件

婚姻関係事件及び親子関係事件等の家事事件は、従前、民事訴訟法の中に規定されていたが、2009年9月、家事事件及び非訟事件に関する法律が施行された（従前の、非訟事件に関する法律（Gesetz über die Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit）及び民事訴訟法第6章が廃止・削除された）。

通常の民事訴訟手続とは異なり、大幅に職権主義が取り入れられているのが特徴といえる。

³¹⁶ 裁判所構成法 31 条, 33 条

³¹⁷ 裁判所構成法 36 条 1 項, 40 条 1 項, 42 条 1 項

³¹⁸ 裁判所構成法 43 条 1 項

³¹⁹ 裁判所構成法 36 条 1 項

³²⁰ 裁判所構成法 36 条 4 項

³²¹ 裁判所構成法 38 条

³²² 裁判所構成法 42 条 1 項

また、これまで判決（das Urteil）により終結していたが、決定（der Beschluss）により終結することとなり³²³、不服申立手段としては、終局決定に対する抗告のみが可能³²⁴となった。

少年の保護が問題となる場合には、判断に際し、少年保護局(Jugendamt)の意見を聞かなければならない場合がある³²⁵。

8 少年事件

少年(Jugendlicher, 行為時に 14 歳以上 18 歳未満である者) 及び一定の要件を充足する青年(Heranzwachsender, 行為時に 18 歳以上 21 歳未満である者) に対する刑事事件については、少年裁判所法が適用される³²⁶。少年保護局所属の少年審判補助機関(Jugendgerichtshilfe)が、少年の生活歴等に関する調査等を担当する³²⁷。少年に対しては、手続きは原則として非公開³²⁸で、教育措置、懲戒手段又は少年刑が科せられる³²⁹。青年に対する手続きは原則として公開される³³⁰、手続き及び処分については少年に対するものが大幅に適用される³³¹。

第7 裁判外紛争処理(ADR)³³²

特に 1990 年以降、増加する紛争の迅速な解決及び裁判所の負担軽減のため、多様な裁判外処理が図られており、2007 年現在 113 の ADR 機関が存在する。しかしながら、訴訟費用援助制度の存在、ほとんどの人が裁判費用も填補する保険に加入していること、弁護士報酬が比較的低廉であること、裁判費用が法定されているため事前にコスト総額が予測可能であること等の背

³²³ 家事事件及び非訟事件に関する法律 38 条 1 項

³²⁴ 家事事件及び非訟事件に関する法律 58 条 1 項

³²⁵ 家事事件及び非訟事件に関する法律 162 条

³²⁶ 少年裁判所法 1 条、105 条

³²⁷ 少年裁判所法 38 条

³²⁸ 少年裁判所法 48 条 1 項

³²⁹ 少年裁判所法 5 条

³³⁰ 少年裁判所法 105 条 1 項が、同法 48 条を準用していない。

³³¹ 同法 105 条及び 106 条

³³² 内閣府国民生活局「諸外国における消費者 ADR 体制の運用と実態に関する調査」（以下「内閣府調査」という）（平成 20 年）125 頁以下（寺川永、角田美穂子及び三丁目亜子執筆担当）
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/kokusai/200803adr.html>

景事情もあり、それほど大きな役割を果たしているとはいえない³³³。

1 仲裁裁判所(Schiedsgericht)

紛争当事者同士の合意により、又は団体等の規約により、国家裁判権を排除した上、私的な裁判所に紛争解決を付託する制度である。

2 仲介人(Schiedsperson)及び仲介所 (Schiedsamt) ³³⁴

19世紀末のプロイセンの制度に端を発する制度で、地方自治体により選出される名誉職である仲介人が、訴訟前の紛争調停人として関与するものであり、12の州に存在する。

仲介所のない一部の大都市（例えばハンブルク）では、公共法律情報提供及び和解所(ÖRA)と呼ばれる機関が、仲介人と同様の機能を果たしている³³⁵。

3 消費者保護のための調停所³³⁶

民間の会議所、団体等により、消費者保護の観点から設けられた調停所である³³⁷。著名なものとして、手工業会議所の調停所及び商工会議所の調停所、弁護士会による仲介手続、医師会による医療過誤のための鑑定委員会及び各州に存在する消費者センター等がある³³⁸。

4 近年の立法

近時の注目すべき立法として、2008年5月のEU指令を受けた「メディエーション等の裁判外紛争解決手段促進法（メディエーション法）」（2012年7月26日施行）³³⁹がある。同法では、当事者による自律的解決の促進を図るため、①当事者への参加の任意性、②当事者の自律性と責任、③メディエーターの中立性と独立性、④メディエーターの決定権限の排除、及び⑤各種訴訟手続法に

³³³ 内閣府調査（注 339）P125, P147

³³⁴ 内閣府調査（注 339）P130 以下

³³⁵ 内閣府調査（注 339）P132

³³⁶ 内閣府調査（注 339）P136

³³⁷ 内閣府調査（注 339）P136

³³⁸ 内閣府調査（注 339）P136, 消費者センターについては同 P138, P156

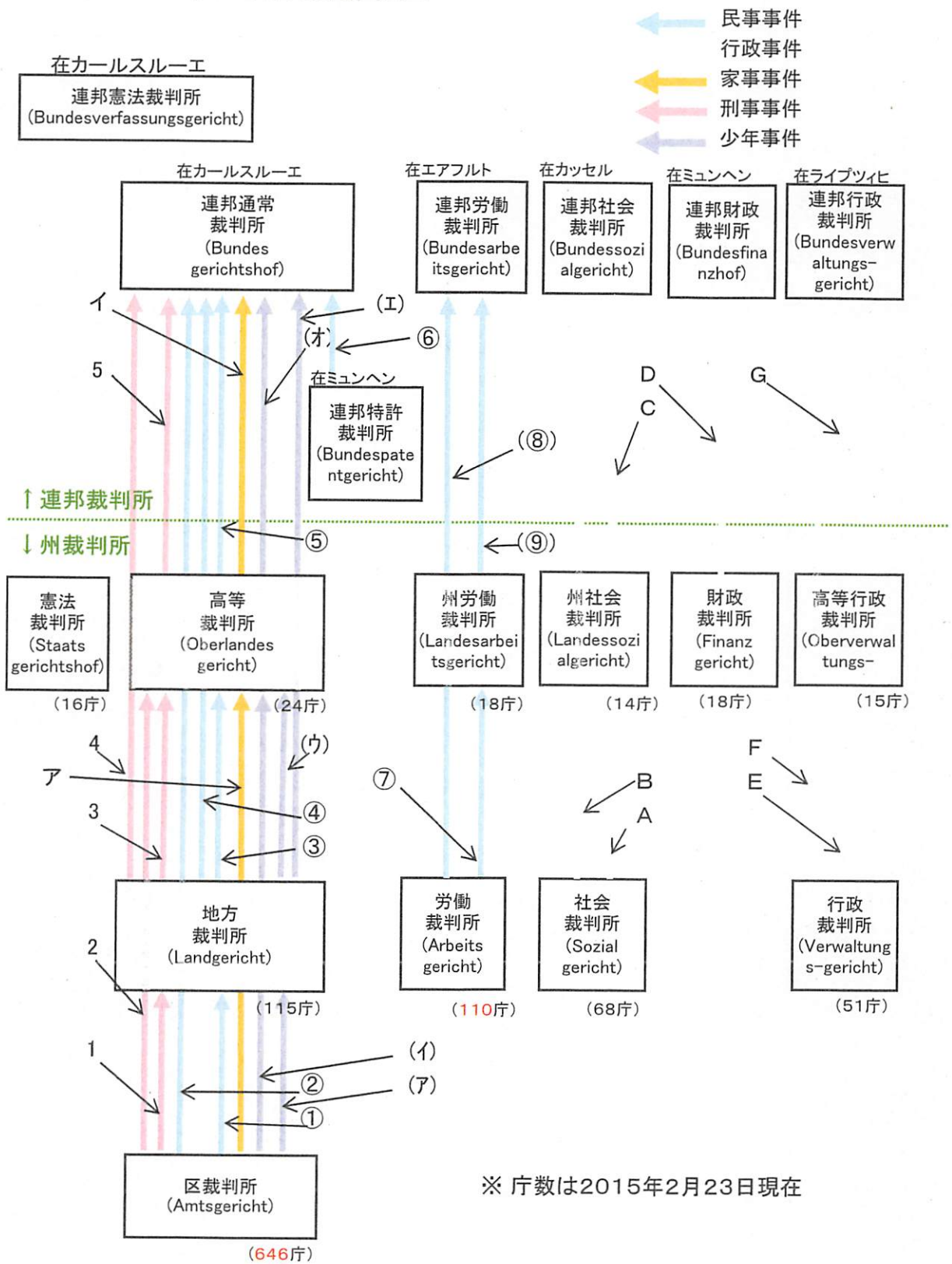
³³⁹ Das Gesetz zur Förderung der Mediation und anderer Verfahren der außergerichtlichen Konfliktbeilegung (Mediationsgesetz -MediationsG-)。条文は以下のサイトで入手可能。
<http://www.gesetze-im-internet.de/mediationsg/BJNR157710012.html>

おけるメディエーターのための手続の秘密性（証言拒絶権等）の5つの柱がうたわれている³⁴⁰。

以 上

³⁴⁰ 第7回日独法務省・司法省意見交換会於東京の資料（パワーポイント形式のもの）P4

◎ドイツ連邦共和国の裁判所審級図



ドイツ審級図説明

【刑事事件について】

1. 区裁判所から地方裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「控訴」
 2. 区裁判所から高等裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」
 3. 地方裁判所から高等裁判所に出ている矢印：(A) 区裁判所一審事件についての「控訴」(上記1) 判決に対する上告及び (B) 地方裁判所一審事件の判決についての「上告」(州法違反事件のみ)
 4. 地方裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：地方裁判所一審事件の判決に対する「上告」(地裁一審事件全体から3 (B)を除いたもの)
 5. 高等裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：高等裁判所一審事件の判決に対する「上告」
- * 地裁一審事件と高裁一審事件については「二審制」のため控訴なし
* 高裁が控訴審を扱うことはない

【民事事件について】

- ①区裁判所から地方裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「控訴」
- ②区裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」
- ③地方裁判所から高等裁判所に出ている矢印：地方裁判所一審事件の判決に対する「控訴」
- ④地方裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：(A) 区裁判所一審事件の「控訴」(上記判決①) 判決に対する上告及び (B) 地方裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」
- ⑤高等裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：地方裁判所一審事件の判決に対する「控訴」(上記③) 判決に対する上告
- ⑥連邦特許裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：連邦特許裁判所の判決に対する「控訴」
- ⑦労働裁判所から州労働裁判所に出ている矢印：労働裁判所一審事件の判決に対する「控訴」
- ⑧労働裁判所から連邦労働裁判所に出ている矢印：労働裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」
- ⑨州労働裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：労働裁判所一審事件の判決に対する「控訴」(上記⑦) 判決に対する「上告」

【家事事件について】

- ア. 区裁判所から高等裁判所に出ている矢印：区裁判所の決定に対する「抗告」

イ. 高等裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：区裁判所の決定に対する「抗告」（上記ア）についての決定に対する「抗告」

【少年事件について】（基本的には刑事事件と同じ）

(ア) 区裁判所から地方裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「控訴」

(イ) 区裁判所から高等裁判所に出ている矢印：区裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」

(ウ) 地方裁判所から高等裁判所に出ている矢印：(A) 区裁判所一審事件についての「控訴」（上記(ア)）判決に対する上告及び (B) 地方裁判所一審事件の判決についての「上告」（州法違反事件のみ）

(エ) 地方裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：地方裁判所一審事件の判決に対する「上告」（地裁一審事件全体から(ウ) (B) を除いたもの）

(オ) 高等裁判所から連邦通常裁判所に出ている矢印：高等裁判所一審事件の判決に対する「上告」

*少年事件については、上訴が、各当事者につき、一度に制限されているため、上記(ウ)については、控訴を申し立てていない当事者による上告のみ

*地方裁判所一審事件及び高等裁判所一審事件については控訴制度がなく、上告制度のみ

【行政事件について】

A. 社会裁判所から州社会裁判所に出ている矢印：社会裁判所一審事件の判決に対する「控訴」

B. 社会裁判所から連邦社会裁判所に出ている矢印：社会裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」

C. 州社会裁判所から連邦社会裁判所に出ている矢印：社会裁判所一審事件の判決に対する「控訴」（上記A）判決に対する「上告」

D. 財政裁判所から連邦財政裁判所に出ている矢印：財政裁判所一審事件の判決に対する「上告」

E. 行政裁判所から高等行政裁判所に出ている矢印：行政裁判所一審事件の判決に対する「控訴」

F. 行政裁判所から連邦行政裁判所に出ている矢印：行政裁判所一審事件の判決に対する「跳躍上告」

G. 高等行政裁判所から連邦行政裁判所に出ている矢印：①行政裁判所一審事件の判決に対する「控訴」（上記E）判決に対する「上告」及び②高等行政裁判所一審事件の判決に対する「上告」